

知っていますか？

思いやり駐車場

駐車するときには

利用証が必要です

緑の利用証



赤の利用証



この制度は一人ひとりのゆずりあいの心で成り立っています。皆さんの御協力をお願いします。

思いやり駐車場制度とは？

障害のある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

利用証をルームミラーに掲示

この表示が目印！



思いやり駐車場

詳しくは Web へ！

広島県思いやり駐車場

検索



《問い合わせ》

広島県 健康福祉局 地域支え合い担当
電話：082-513-3144

どうして利用証が必要なのです？

- ◎外見では障害などがわかりにくい人が利用をためらっている。
- ◎歩行や車の乗り降りに支障のない人が駐車して、利用できない。

このように、本当に必要な人が利用しにくい状況を改善するために、誰からもわかりやすい「利用証」を作りました。

利用証の交付を受けるには？

「思いやり駐車場」の利用証交付窓口は、県内各市町にあります。（広島県のホームページでお知らせしています。）

利用証の交付を申請される場合は、**必ず利用対象者であることを確認できる手帳等をお持ちください。**

※対象者1人につき1枚交付します。

思いやり駐車場の利用対象者（歩行や車の乗降が困難で次の基準に該当する方）

利用証	対象者	対象者の範囲	確認書類
緑色	① 身体障害者	障害の程度が、視覚(1級～4級)、上肢(1級・2級)、下肢(1級～6級)の方 など	身体障害者手帳
	② 知的障害者	障害の程度がマルA又はAの方	療育手帳
	③ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	障害者手帳
	④ 難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証
	⑤ 高齢者等	要介護度1～5の方	介護保険被保険者証
赤色	⑥ 妊産婦	妊娠7か月～出産後1年6か月までの方 （出産後は、1歳6か月までの乳幼児同伴時に限ります。）	母子健康手帳
	⑦ けが人等	<ul style="list-style-type: none"> ・けが等で補そう具の使用を必要とする方 ・発達障害等で、歩行の際に介助者の特別な注意が必要な方 ・その他歩行に支障のある方 	医師の診断書又は意見書等

利用証はどこで使えるの？

制度の協力施設で、思いやり駐車場の案内表示のある駐車スペースで使えます。
（駐車場一覧は、広島県のホームページでお知らせしています。）

この案内表示が目印です↓



車いす区画(緑色)幅3.5m



プラスワン(青色)

※利用証は駐車許可証ではありません。
限られた駐車区画です。
ゆずりあってご利用ください。

車いすマークの駐車場がなぜ広いか知っていますか？

車いすを利用する方などが車を乗り降りするとき
ドアを全開にする必要があるので幅を広く確保しています。
広い幅が必要のない方は、プラスワン駐車場をご利用ください。



プラスワン駐車場って？

車いす用駐車場に隣接して設けられた、通常の幅の思いやり駐車場です。広い幅が必要のない方はこちらをご利用ください。

※利用対象者でなくなった方、必要なくなった方、期限が切れた方は速やかに交付窓口へ**返却**してください。